

# 富里市環境基本計画中間見直し策定支援業務 仕様書

## 1 業務名

富里市環境基本計画中間見直し策定支援業務

## 2 業務の目的

富里市では、富里市環境基本条例に基づき策定した、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度を計画期間とする『富里市環境基本計画』（以下「現行計画」という。）の中間見直しの時期が到来したことに伴い、現行計画の見直し策定に係る各種業務の支援を目的とする。

策定に当たっては、社会的状況の変化を踏まえ、気候変動対策、生物多様性の保全、資源循環など多様な環境問題を的確に捉え、『富里市環境基本計画中間見直し』（以下「中間見直し計画」という。）としてとりまとめる。

また、中間見直し計画策定時に、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を包含するものとする。

## 3 契約期間

契約締結の日の翌日から令和9（2027）年3月31日とする。

## 4 業務内容

本業務の実施にあたり、業務内容とそのスケジュールを明確にした業務実施計画書を提出し、富里市（以下「委託者」という。）の承認を得ること。

業務の内容は、中間見直し計画の策定に必要な下記の業務を行うものとする。

### (1) 情報の収集及び現状分析

#### ア 基礎情報の整理

本市の関連計画や国・県の動向、本市の社会的・経済的・自然的条件など、中間見直し計画の目標や施策の見直しのために必要となる基礎情報を整理する。

#### イ 現行施策の実施状況の整理

現行計画に基づく施策の実施状況について、とみさとの環境（年次報告書）や各部局への照会等により、把握・整理を行う。

ウ 市民等への環境意識調査（アンケート調査）

本市の環境等に係る現状に関する満足度や将来への期待等に関し、市民（18歳以上）2,000人及び事業者100者を対象に環境意識調査を実施し、中間見直し計画策定の基礎とする。

本調査は、アンケート調査用紙（以下「調査票という。」）を郵便により発送し、回答を郵送及びWEBにて回収する。

調査結果は集計・分析した後、個票を特定できない形で公表するものとする。

なお、調査における役割分担は下記表1に示すとおりとする。

- (ア) 調査票の作成は、委託者が作成する。
- (イ) 発送業務等
  - a 対象者の抽出作業及び宛名ラベル印刷は委託者が行う。
  - b 調査用封筒の作成（発送及び返信用）は委託者が作成し留意する。
  - c 封詰めは、委託者が行う。
  - d 郵便料は、調査票の発送及び調査票の返送にかかる郵便料ともに委託者が負担する。

エ 調査票の集計・分析

- (ア) 回答された調査票（WEB回答含む）の入力作業等は受託者が行うものとする。
- (イ) 調査票の集計時に使用するフォーマットは受託者が作成し提供する。
- (ウ) 集計等におけるクロス集計表は受託者が作成し提出する。
- (エ) 分析作業は、受託者が設問ごとに図表を表示して分析、調査種ごとにまとめる。

表1 環境意識調査（アンケート調査）の役割分担表

対象	項目	市	受託者
市民・事業者	調査票の作成	○	
	WEB回答用アンケートフォーム等の作成	○	
	調査対象者の抽出・ラベル印刷・封筒作成	○	
	調査票の印刷・封入・発送・回収（返送先）※	○	
	調査票の集計・分析・計画への反映		○

※回収（市民等からの返送（回答）は、用紙回答及びWEB回答のいずれかとする。）

オ 現行計画の評価

上記アからエまで結果を基に、地域特性・課題の分析を行い、現行計画の実施状況を把握し、現行計画の評価をする。

カ 上記の評価結果や環境審議会等の意見を反映し、中間見直し計画の方向性を検討する。

キ 各種会議等の支援

中間見直し計画を策定するに当たり、環境審議会への諮問答申などを行いながら計画をとりまとめることから、受託者は各会議等で、次の実施内容を行う。

(ア) 環境審議会（４回程度）

会議資料の作成支援、会議への同席、発言概要の作成を行う。

(イ) 自然保護環境団体との意見交換会（２回程度）

会議資料の作成支援、会議への同席、発言概要の作成を行う。

当該意見交換会の意見を受け、動植物の生育・生息状況を取りまとめ、本市の特性を捉えた生物多様性地域戦略の内容の検討を行う。

ク 打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、打合せ・協議等を５回（業務着手時１回・業務中間時３回・業務完了時１回）程度行う。

(2) 計画骨子の作成

上記（１）の結果をもとに、中間見直し計画の基本的事項及び施策の体系、施策の方向性等を骨子案としてとりまとめる。

(3) 計画素案の作成

計画骨子を踏まえ、施策及び各主体の取組、目標及び指標等について検討し、計画素案を作成する。

(4) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント用の資料の作成、及び対応策を立案する。

(5) 計画最終案及び概要版の作成

各種会議及びパブリックコメントの結果を反映し、計画骨子及び計画素案の計画最終案及び同概要版を作成する。構成（項目やレイアウト等）や文章表現などの支援を行うほか、計画書に掲載すべき図表、図面、イラスト、概念図等の提供を行う。

5 成果物

本業務の成果として、次のものを作成する。

- (1) 基礎調査報告書……………電子データ
- (2) 中間見直し計画（本編）……………電子データ
- (3) 中間見直し計画概要版……………電子データ
- (4) 上記以外の本業務に関連する一式……………電子データ

6 納入期限

納入期限については、委託者と協議し決定すること。

7 留意事項

- (1) 常に委託者と連絡を密にして業務にあたること。
- (2) 中間見直し計画策定業務は、法令の定める事項を遵守し適切に行うこと。
- (3) 契約金額には、受託者の移動に係る交通費、契約履行に係る消耗品費を含むものとする。
- (4) 当該業務に際して、知り得た個人情報等を委託者に無断で外部に提供し、又は流用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者の責務において、市職員、及び業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (6) 受託者は常に善良な管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。

8 支払方法

支払方法は、委託者と協議し決定すること。

9 その他

- (1) 本契約の成果物はすべて委託者に帰属する。
- (2) 受託者の申し出により、必要に応じて本市統計書等関係資料の貸

し出しを行う。

- (3) 当該仕様書に定めのない事項については、別途委託者と協議の上、決定するものとする。